

2002. 4. 4

# 学生協ニュース

No.35

東北大学学生生活協議会広報委員会

## 「学生自治会」による自治会費の徴収について

本学では、入学時に、入学料と授業料のほかに、東北大学学友会費、学生教育研究災害傷害保険料、及び学生が所属する学部が定めた同窓会費・学生会員会費等を納入していただくことになっています。これらは学園生活を有意義なものにするための経費であり、大学が責任をもって管理しています。

一方、「東北大学学生自治会」という団体が徴収する経費について、大学は、昨年4月9日に下記の学生協ニュースNo.26を発行するなどして、特に新入生諸君に注意を喚起してきましたが、昨年度も一昨年と同様に、「学生自治会」による自治会費の徴収に関する苦情が大学に寄せられました。

学生諸君は、自治会費を大学に納めるべき経費と誤解してトラブルにならないよう、十分注意して下さい。

2001.4.9

学生協ニュース No.26

東北大学学生生活協議会広報委員会

### 学生自治会が徴収する経費について苦情が寄せられています。

毎年、入学手続きに必要な経費と誤解するような表現や納入することが義務づけられているかのような表現を用いて、金銭を徴収している学生団体があり、学生や保護者から大学に対し抗議や苦情が寄せられています。

昨年度も学務部に新入生数名が訪れ、大学の学生自治会から半ば強制的に金銭を徴収されたとして、苦情の申立がありました。

学生自治会等の課外活動は正課の教育とは異なり、こうした学生団体等の行う金銭徴収に大学は関与していません。

学生団体各位は一般学生に誤解を与えるような表記や言動を厳に慎むとともに、一般学生諸君も学生団体等から金銭支払いの依頼があった場合には、目的や趣旨等を十分理解した上で、各自の判断と責任において対処して下さい。

また学生諸君は、支払義務の有無について判断に迷った場合には、たとえ執拗な依頼・勧誘があったとしても、その場で支払うことはせずに、支払依頼者の氏名・電話番号等を確認したうえで、直ちに大学学務部学生課 (tel.022-217-5007, 022-217-7815) に問い合わせるようにして下さい。